

# SCOPE

未来への羅針盤「スコープ」

7

No.229 | Jul. 2020

労務のみらい

—  
同一労働  
同一賃金

特集

企業の成長のカギを握る

## 健康 経営

〈相続のあれこれ〉

贈与契約は成立しているが贈与は認められないってどういうこと?!

〈生産性向上術〉

RPA (Robotic Process Automation) の種類

〈オフィスレポート〉

熊谷事務所

企業の成長のカギを握る

# 健康経営

従業員の健康は経営資源

従業員が健康であることは企業にとってどれほどメリットのあることなのか、経営者の方は今とても実感していることと思います。従業員の健康なくして、企業の成長はあり得ません。従業員の健康は経営資源といえます。そこで、今回は社会的に注目を集めている「健康経営」についてご紹介します。企業のために、従業員のために、健康経営に取り組んでみてはいかがでしょうか？

※「健康経営」は特定非営利活動法人健康経営研究会の登録商標です。

今回話を聞いたのは

健康経営を導入したいとお考えの企業のサポートをしています！

東京商工会議所  
ビジネス交流部  
会員交流センター 調査役 高野恵司さん



## 健康経営とは？

健康経営とは、従業員の健康管理を経営的な視点で考え、戦略的に実践する経営手法のことをいいます。アメリカの経営学と心理学の専門家であるロバート・H・ローゼン氏が1992年に著書「ザ・ヘルシー・カンパニー」で提唱したことが始まりになります。従業員の健康づくりを「コスト」ではなく「投資」と捉え、

健康保持・増進に積極的に取り組むことで、従業員の活力向上や生産性の向上など組織の活性化をもたらす、ひいては業績の向上や企業のイメージ向上、採用増加へつなげていく取り組みです。労務管理・労働安全対策の視点から、「法令遵守」「リスクマネジメント」の手法としても注目されています。

健康経営がもたらすメリット

【従業員の健康保持・増進】

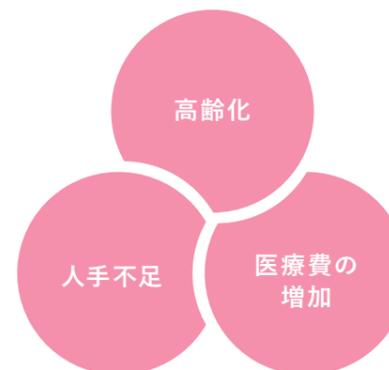
【企業にもたらすメリット】

- 生産性向上
- 業績向上
- 企業価値向上
- 組織の活性化
- 従業員の活力向上
- 人材確保・定着

## 関心が集まっている背景

昨今、健康経営に企業の関心が集まっています。その背景には、①生産年齢人口の減少と従業員の高齢化、②深刻な人手不足、③国民医療費の増加があります。つまり少子高齢化により生産年齢人口が減少し、長期にわたって深刻な人手不足が続いていること。そして、高齢化による国民医療費の増加が企業の社会保険料負担の増加につながっていることとなります。

こうした、日本の構造的な課題を背景に、従業員に長く元気に働いてもらえる環境づくりとして、健康経営の関心が高まっています。

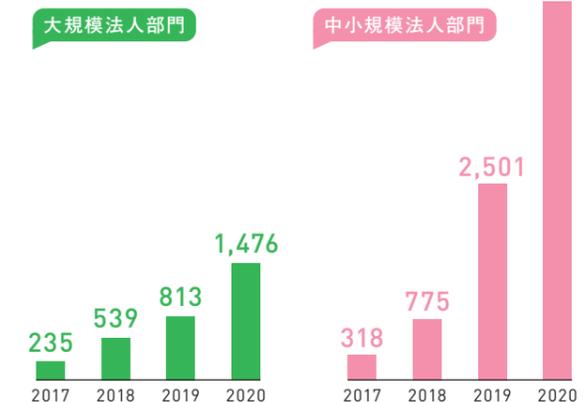


## 経済産業省もバックアップ

経済産業省は健康経営の普及促進に向けて、「健康経営優良法人認定制度」を推進しています。

健康経営優良法人認定制度とは、特に優良な健康経営を実践している大企業や中小企業等の法人を顕彰する制度です。2020年6月1日現在で「健康経営優良法人2020」において、大規模法人部門(上位500法人を「ホワイト500」とする)に1,476法人が、中小規模法人部門に4817法人が認定されています。

【健康経営優良法人 認定企業数の推移】



## 健康経営導入事例

実際に健康経営を導入されている企業の事例をご紹介します。  
自社への導入の参考にしてください。



### 導入事例-1 運送業A社 従業員数:30名

従業員の大病や健康を理由とした退職が相次ぎ、健康経営を意識するようになったA社。安全運転と健康は切っても切れない関係にあり、安全・確実な業務

遂行のために、そして従業員の安心のためにも健康経営の導入を決める。



#### 【主な取り組み】

- ☑ エキスパートを含めたプロジェクトチーム発足（産業医、管理栄養士、健康管理士）
- ☑ 健康管理士による健康面談
- ☑ 社内ウォーキング
- ☑ 健康社内報の発行

#### 【導入効果】

- ☑ 社内が明るくなり、コミュニケーションが活発になった
- ☑ 採用の好影響など企業イメージが向上した

### 導入事例-2 イベント関連業B社 従業員数:200名

徹夜の作業や土日の出勤などが頻繁に発生する業界のため、従業員の健康状態の悪化が経営的な課題となっていた。「売上第一主義」から脱却し、「人

に投資する経営へと方向転換を行い、健康経営を導入することになった。

#### 【主な取り組み】

- ☑ 安全衛生基本方針を定め、スローガンを設定
- ☑ 全社員の健康診断の数値をデータ化し推移をチェック
- ☑ ストレスチェックの効果的な実施
- ☑ 社内に血圧計と体重計を常設

#### 【導入効果】

- ☑ 長時間労働の削減
- ☑ 離職率の低下
- ☑ 業務の生産性が向上



## 健康経営をサポートする「健康経営アドバイザー」

東京商工会議所では、健康経営の必要性を伝え、実施へのきっかけをつくる人材を育成するためのプログラムをeラーニングで提供し、修了者を健康経営アドバイザーとして認定しています。自社で健康経営を推進したい人事・労務担当者や、健康関連商品・サービスを取扱う法人営業担当者を中心に、多くの方が受講しています。



東京商工会議所が発行しているテキスト

#### 【受講者数】

数年で急増しています。

2016年度 → 7,335名

2019年度 → 12,214名

#### 【社内・社外での活用】

- ☑ 健康経営の推進役としての経営者や人事・労務担当者の教材として
- ☑ 健康関連商品・サービスを取扱う担当者への研修として
- ☑ 企業向け専門サービス・コンサルティングを提供する上での新たな付加価値として

#### 東京都の取り組み

##### 東京都職域健康促進サポート事業

東京都では、健康経営の支援経験豊富な健康経営エキスパートアドバイザー（中小企業診断士、社会保険労務士、保健師など）を最大5回まで都内中小企業に無料で派遣する事業を行っています。

※東京商工会議所が東京都から受託して、実施しています。詳しくはこちら。



#### 全国のインセンティブ等を紹介

##### 健康経営インセンティブ・認定・登録・顕彰制度

自治体が行っている認定制度や銀行や信用金庫によるサポートローンなど、各都道府県では積極的に健康経営の推進を支援しています。

※詳しくは、東京商工会議所「健康経営倶楽部HP」を参照ください。



#### 辻・本郷の取り組み

辻・本郷では従業員の健康状態を経営課題の一つと捉え、健康経営に積極的に取り組んでいます。

##### CHOの導入

CHO(Chief Health Officer)とは、経営責任として従業員等の健康マネジメントを組織的に運営していくための最高責任者のことです。辻・本郷では執行理事の桑木小恵子が健康推進担当理事としてCHOに就任し、健康経営を推進しています。

##### 健康経営宣言の実施

###### 恥ずかしながらの健康経営宣言！

「健康を守るのは、自分自身です。これを決して忘れてはいけません。でも、会社はサポートはできます。恥ずかしいけど、健康経営宣言しますね。」

辻・本郷グループ 会長 本郷 孔洋

2つの目線で、健康経営をはじめました。ひとつめは、健康診断100%受診とオプション検査補助による健康促進をすること。ふたつめは、デジタル化・RPA化等で生産性を高め、健康に働ける職場づくりをすること。健康を守るのは自分自身ですが、会社もこの2つで、がちり！サポートしていきたいと考えております。



桑木小恵子

# 労務のみらい

— 人は企業のプラットフォーム —

[ 社会保険労務士 高橋美穂 ]

同一労働同一賃金  
企業側で必要な取り組みについて

「同一労働同一賃金」とは、同じ職場内のいわゆる正規社員と非正規社員の間で不合理な待遇や賃金格差をなくすという考え方です。

その実現のための改正法(パートタイム・有期雇用労働法)は2020年4月施行のため、すでに始まっていますが、中小企業は2021年4月からの適用となります。

この非正規社員と正規社員間の待遇差は、責任の程度、職務内容、人事異動その他転勤の範囲などが異なるときは問題ありませんが、不合理と思われるような待遇差は禁止されることになります。

例えば、職務内容が同一の場合、正社員には皆勤手当が支給されるのに契約社員には支給されないというのは『不合理な待遇差』と判断され、違法とされる可能性が高くなります。

そのためまず企業で必要な取り組みの第一歩は、自社の現状の把握となります。

以下の手順を参考にしてください。

**Step1** 非正規社員と職務の内容が最も近い正規社員を選び、職務の内容や配置転換のルール等を書き出して整理したうえで、違いがあるか確認してみましょう。

**Step2** 「給与関係」「福利厚生」「その他(教育訓練など)」についてそれぞれ待遇に違いがあるか確認してみましょう。

**Step3** その待遇の「目的」と「支給内容」を整理し、なぜ違いを設けているのか、その理由が不合理でないといえるのか考えてみましょう。

そのうえで企業は手当の見直しや賃金規程・就業規則の改定などの対応が必要となります。

なお、厚生労働省はホームページで『不合理な待遇差解消のための点検・検討マニュアル』を公開しています。これらを活用し対応を計画的に進めましょう。



1分でわかる

## 税金のはなし



新宿ミライナタワー事務所  
審理室  
片 ユカ

### 「国税庁が保有する膨大なデータの内容って?①」

国税庁は「KSKシステム」により個人や企業の情報を個別に一元管理しています。

#### KSKシステム(国税総合管理システム)とは?

KOKUZEI SOUGOU KANRI(国税総合管理)システムの略称。全国の国税局や税務署をネットワークで結び、納税者の申告に関する全情報を一元的に管理するコンピュータシステムです。

#### KSKシステムの活用

税務署はシステム内のデータを分析して納税者に対する申告案内や税務調査などに活用しています。一方、納税者にとっても過去の納税記録への照会、証明書の発行などの事務手続きがスムーズに行われるなどのメリットがあります。

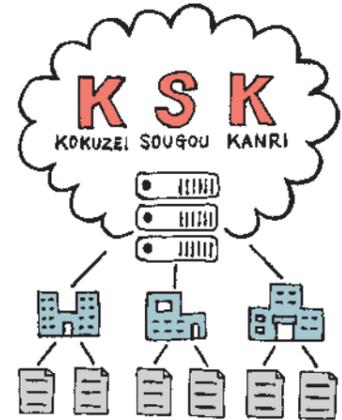
#### どんな情報が蓄積されている?大きく分けて3つ

- ①過去の税務申告時の全関連データ
- ②法律によって提出が義務化されている「法定調書」のデータ
- ③税務署が独自に収集している「法定外調書」のデータ

#### 「法定調書」(全60種類)の例

例えば、下記のような場合に税務署へ提出され、データ入力されています。

- ・副業のバイトで給料が年50万円を超えた→バイト先から「給与の源泉徴収票」
- ・ネットワークビジネスの報酬が50万円を超えた→支払者から「報酬の支払調書」
- ・保険の満期金が100万円を超えた→保険会社から「生命保険契約等の一時金の支払調書」
- ・金を売ったら200万円を超えた→取引業者から「金地金等の譲渡の対価の支払調書」
- ・100万円を超える海外送金を送った・受け取った→銀行等から「国外送金等調書」



次回は、税務署がどんな「法定外調書」を収集しているかについてご紹介します。

あ 相 気 ち  
れ 続 に よ  
こ 続 っ  
れ の る と

木村信夫の

『贈与契約は成立しているが  
贈与は認められないってどういうこと?!』

1 ある家族の会話

(太郎さんは妻花子さんの100日の法事の席で長男一郎さん以下子供たち6人に向かって言いました。)

太郎さん:おまへたちに、今年、来年、再来年にそれぞれ100万円ずつ贈与して定期預金を作ってやるぞ!

子供たち:わーい、うれしいな。お父さんありがとう。

太郎さんはその言葉通りに、毎年同じような言葉で伝えた後に、それぞれ子供6人の定期預金証書を作成しました。その額は一人100万円×6人×3年=1,800万円になっていました。ですが、3回とも贈与契約書は作成されていませんでした。それから5年後に太郎さんは亡くなり相続税の申告書を提出しました。

2 相続税調査での議論

この6人名義の定期預金証書が問題となり、調査官はこの1,800万円は太郎さんの相続財産だと主張しています。

子供たち:「やるぞ!」といわれて「ありがとう」と言っているので贈与は成立していると思います。それに、各年度に6人分の各自名義の定期預金証書が作成されています。何が問題なのですか…。

調査官:確かに贈与契約は成立していると思いますが、保管場所は太郎さんの指示で長男の一郎さんが保管していて、印鑑も太郎さんの印鑑ですよ!ということは贈与の履行(事実上の所有権の移転)がまだ終わっていないと考えられます。

子供たち:そんなバカな!贈与が成立していて各人名義の定期預金証書作成がされていて、なぜ贈与が認められないのか。おかしいじゃないですか!

3 調査官の着眼点

調査官が言いたいことは、「書面によらない贈与はその履行が終わるまでいつでも取り消すことができ、その履行前はその財産の確定的な移転があったと言えない。その財産の確定的な移転とは、その財産の管理・運用の状況により判断することになる」ということです。

つまりその定期預金証書は太郎さんの印鑑で作成され、証書は太郎さんの指示で長男の一郎さんが保管していたので、事実上の所有権の移転はなかったというわけです。

ポイントは証書の保管と印鑑です。皆さんはどう思いますか?



#05

生産性向上術

RPA(Robotic Process Automation)

トレンドワードでもある《働き方改革》の推進に欠かせない生産性の向上について、辻・本郷 税理士法人が利用している役立つツールや取り組み事例を紹介します。



えびちゃん

前は、RPAの概要についてお話ししました。今回は、RPAツール3種類についてお話しします。

①サーバー型 ②デスクトップ型 ③クラウド型

違いは、ロボットが働く場所で区別されますが、共通して得意なこと、苦手なことは変わりません。



相談者

3種類もあるなんて知らなかったわ、簡単にどういうものか聞きたいわね。



えびちゃん

はい、特徴などをまとめましたのでご覧ください。

	デスクトップ型		サーバー型	クラウド型
	画像認識	画像認識+多機能		
管理方法	担当者レベル	担当者レベル	全社レベル	担当者レベル
難易度	超低	中	高	中
処理速度	遅	速	高速	速
コスト	低	低~中	高	低
特徴	担当者レベルでの管理が可能、小規模導入しやすい。プログラミングが分からなくても導入可能。	画像認識型より処理が速くより複雑なシナリオの作成が可能。少しプログラミング知識が必要。	100体以上のロボットを一括して大規模展開が出来る。	Webブラウザから利用します。サーバーを構築しなくても良い。クラウド上(社外)にデータをアップするので情報漏洩のリスクがあります。



相談者

色々あるわね、サーバー型は少し難易度が高そうね。えびちゃんはどれを使っているの?



えびちゃん

私たちは、デスクトップ型の【画像認識】に特化したRPAと処理速度が速く複雑なシナリオが組める【画像認識+多機能】RPAの2つを利用していますよ。

比較表にも書いたとおり担当者や部門単位で簡単に始められるのとコストが安いことが挙げられます。

まずは、どのような作業にRPAを投入するか業務の棚卸しを行い「効果が大きく開発が容易な業務」からスタートするのがおすすめです!

さらに詳しく知りたい方は、辻・本郷 税理士法人 経営企画室 システムグループ 海老原(えびちゃん)まで ☐ a.ebihara@ht-tax.or.jp



社・本郷 税理士法人

## オフィシャルレポート

## Vol. 07 熊谷事務所

全国で活躍している社・本郷 税理士法人の事務所をご紹介します。  
第7回目となる今回は、熊谷からのレポートです。



日本一暑い街に所在する熊谷事務所は、JR高崎線の熊谷駅より徒歩3分のところに位置しています。熊谷駅は、上越・北陸・新潟新幹線が停車する駅で、東京駅から新幹線で約40分のところにあります。2019年4月より、隣町の深谷市から事務所を移転し、また2020年4月に館林事務所と合併しました。計14名のスタッフで、「熱い」心を持って業務に取り組んでいます。弊事務所のスタッフは、仲が良く、よくみんなで食事に行ったりします。時には熱く、時には和気あいあいと、メリハリのある事務所

です。法人の月次顧問や個人の確定申告はもちろん、相続・事業承継など専門分野に特化した業務も行っております。事務所内で定期的に勉強会を開催して、情報・事例の共有をしてお客様のニーズにあったサービスを提供できるよう日々切磋琢磨しています。

ベテランから若いスタッフまでそろった熊谷事務所は、税務・会計を通じて、お客様と地域の発展に貢献したいと思います。お困りごとなどございましたら、何でもお気軽にご相談ください。

熊谷事務所 所長  
山口拓也

平成19年9月 社・本郷 税理士法人入所。  
相続・事業承継業務を中心とし、法人顧問、確定申告も担当。平成30年に執理事務に就任し、事務所全体の課題にも取り組む。最近では、社・本郷のYouTubeチャンネルへも出演し情報発信に注力している。趣味は、釣りとマラソン。主な大物はキハダマグロ30キロ、ヒラマサ11キロ、ピンチョウマグロ10キロ。

## 「暑い」だけじゃない、熊谷

熊谷市は都心から約40分の場所に位置し、近年では市内の熊谷ラグビー場が2019年のラグビーワールドカップの会場となったことでも注目を集めました。国宝に指定され、重要文化財となっている「妻沼聖天山歓喜院」や、7月には関東一の祇園と称される「熊谷うちわ祭り」が開催されるなど、都心へのアクセスも良く、自然豊かで住みやすい街です。

## 熊谷事務所

〒360-0037  
埼玉県熊谷市筑波3-4  
熊谷朝日八十二ビル7階  
Tel.048-599-3071 Fax.048-599-3072



## STAFF RECOMMEND



暑い熊谷市には「あついで!熊谷」Tシャツがあります。夏になると販売しております。(橋本和也)



ラグビーワールドカップ2019の会場となった熊谷ラグビー場。開幕試合ロシアVSサモアを観戦。(高橋利夫)



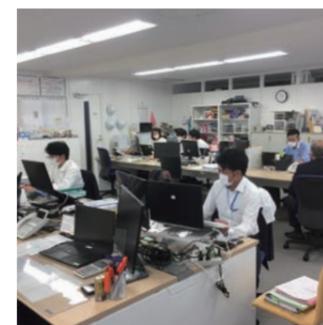
熊谷市の本物のゆるキャラ「ニャオざね」です。猫好きにはたまらない可愛さですニャ。(豊田真琴)



熊谷うちわ祭り。関東一の「祇園祭」で12台の山車・屋台が熊谷囃子の音色とともに市街地を巡業します。(米持和代)



「日本一暑い街」熊谷の夏は、雪くま(かき氷)を食べられるお店がたくさんあります。(雨宮望)



お客様へより良いサービスを提供するため、熊谷の暑さに負けず劣らず熱い気持ちで仕事をしています。(飯塚明)

# Tsui Hongo News

## 辻・本郷 セミナー 資産税塾 オンラインセミナー

時間: 15:30~17:30 (講義: 90分間 / 質疑応答: 30分間)

参加費: [各回] 10,000円

お問い合わせ: [メール] [consuldiv@ht-tax.or.jp](mailto:consuldiv@ht-tax.or.jp) 【フリーダイヤル】0120-730-706

注意事項: ◎本セミナーはご視聴いただくためのインターネット環境が必要です。  
◎お申し込みいただいた方に、受講方法等を記載したご案内メールをお送りいたします。

辻・本郷セミナー  
詳細・お申し込み



キャリア *Career support diary*  
サポート日誌

辻・本郷 税理士法人には、社員一人ひとりが成長し  
お客様に常に安心いただけるサービスを提供するためのキャリアサポートプランがあります。  
本ページでは、弊社が取り組むキャリアサポートの様子をお届けします。

### 7月1日(水)

講師: 税理士 渡辺 悠貴  
辻・本郷 税理士法人 大宮事務所 所長

#### 『これだけは押さえよう! 土地評価の実務』

1. 土地評価の基本的な考え方(評価単位を中心に)
2. 土地評価の実務① 路線価方式・倍率方式
3. 土地評価の実務② 現地調査・役所調査・事情説明書
4. 事例から学ぶ 土地評価で失敗しないための留意点

### 7月21日(火)

講師: 税理士 伊藤 健司  
辻・本郷 税理士法人 法人ソリューショングループ 統括部長

#### 『これからはじめる 国際資産税入門』

1. 国税当局が海外資産を調べるための手段
2. 海外資産はどこまで調べられるか?
3. 相続でもかかる! 見落としがちな国外転出時課税
4. 税務申告における留意点

### 7月7日(火)

講師: 税理士 鈴木 淳  
辻・本郷 税理士法人 相続部 統括部長

#### 『知っておきたい! 相続税調査立会い時の対応策』

1. 相続税調査の状況
2. 書面添付制度の概要とその真相
3. 課税要件充足と質問応答記録書の対応策
4. 本当に重加算税? 納税者の行為と調査官の判断

### 7月28日(火)

講師: 税理士 山口 拓也  
辻・本郷 税理士法人 執行理事

#### 『裁判事例から学ぶ 借地契約解除にかかる建物収去費用』

1. 審査請求書の提出から裁判までの流れ
2. 事案の概要(平成30年7月9日公表裁判)
3. 債務履行の確実性の当局及び納税者の主張
4. 債務控除が認められたポイント

### 7月14日(火)

講師: 税理士 松浦 真義  
辻・本郷 税理士法人 執行理事

#### 『はじめての事業承継コンサルティング ~知っておきたい基礎知識~』

1. 事業承継を円滑に進めるためのポイント
2. 事業承継対策の押さえておきたい留意点
3. 特例事業承継税制の概要とその活用事例
4. 失敗事例から学ぶ 事業承継を成功させるノウハウ

### 8月6日(木)

講師: 税理士 佐藤 正太  
辻・本郷 税理士法人 事業承継コンサルティングセンター 東京事務所 統括部長

#### 『事業承継に活かす! 組織再編の基本パターン』

1. なぜ事業承継に組織再編が関係するのか?
2. 再編パターン① 関連会社の整理・統合
3. 再編パターン② 事業会社と資産管理会社の分離
4. 組織再編を活用する場合の留意点

### 社員が育つ育成スケジュール

辻・本郷には、新卒を中心とした実務未経験者のための育成スケジュールがあります。

育成スケジュールとは、プロフェッショナルとして到達する基準を明確にし、入社後各月に習得すべきスキルの全体像を一覧にしたものです。育成の対象者には一定期間メンターがつき、育成スケジュールに沿って指導します。

### 属人化させない人材育成

指導する人が変われば教え方や仕事内容も変わり、スキルの定着にバラつきが生じていました。

新入社員は、全体像が見えないなかで日々の仕事に取り組むので、理解が深まらず人材育成に一定の期間を要していました。そこで属人化を脱却し計画性のある人材育成をするために育成スケジュールを作成し導入しました。

### 育成スケジュールの作成・活用のメリット

- ① 育成スケジュールに沿って指導することにより属人化を防ぎ、結果として仕事の標準化を図ることができます。
- ② 習得すべきスキルの全体像が見える化し、メンターは何を重点的に指導すれば良いか、新入社員は自分の立ち位置や求められるスキルが明確になり、日々の仕事においてもポイントを意識して取り組むことができます。

皆様の会社では、新入社員に対してまず何から指導されますか?

様々な働き方に対応することが求められるようになった今だからこそ、スピード感のある人材育成を実現し生産性を向上させるチャンスではないでしょうか。

### 人事部 キャリアサポートグループ

社内の教育体系の構築・各種研修を実施し、社員のスキルアップ・キャリア形成をサポートしています。社員の人材育成を通じてお客様へのサービス品質向上を図ることに、安心のトップブランドカンパニーを目指します。

## 相続セミナー 参加費無料

### 新潟 | 7月7日(火)

#### 『国税庁の資料から見る相続税調査の実態』

~簡易な接触・無申告・海外資産~  
辻・本郷 税理士法人 副理事長 木村信夫

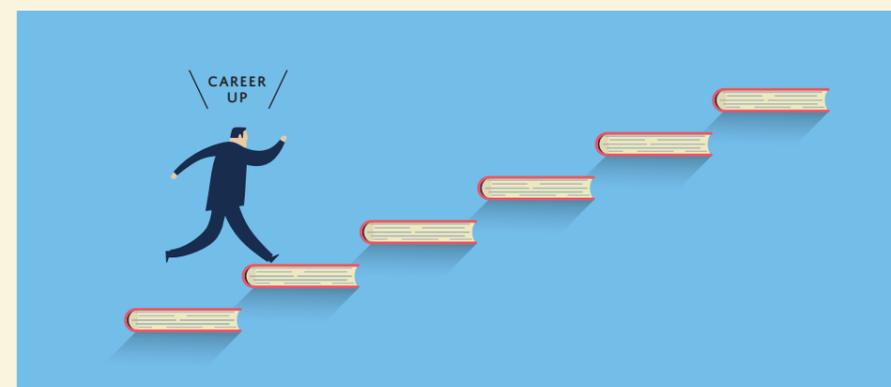
- ◎開催時間: (受付13:30~) / セミナー14:00~15:00 / 相談会15:00~16:00
- ◎会場: 新潟日報メディアシップ ナレッジルームA
- ◎お問い合わせ: 新潟事務所 025-255-5022

### 札幌 | 7月22日(水)

#### 『国税庁の資料から見る相続税調査の実態』

~簡易な接触・無申告・海外資産~  
辻・本郷 税理士法人 副理事長 木村信夫

- ◎開催時間: (受付13:55~) / セミナー14:00~15:00 / 相談会15:00~16:00
- ◎会場: かでの2.7 510会議室
- ◎お問い合わせ: 札幌事務所 011-272-1031



## 辻・本郷の スポーツへの取り組み



辻・本郷 グループでは  
「安心のトップブランドカンパニー」をVISIONに  
お客様、社員、社会が安心できる企業を目指しています。

そのひとつ「社会への責任」として  
「スポーツを通じて自分で考えて、決断し、行動できる子供たちを育成すること」を  
理念に子供たちを対象としたスポーツ教室を展開しています。  
社会で求められる自主性を子供たちに芽生えさせるよう、  
スポーツを通じて支援しています。  
また、地域の活性化として、アスリートとの交流会も開催しております。

### EVENT-1

#### 前園真聖&城彰二 サッカー教室



2019年7月6日(土)に、日野市にて前園真聖さん、城彰二さんのサッカー教室を開催しました。市内の小学生、保護者をあわせ、250人以上の方が参加しました。

### EVENT-2

#### 千葉ロッテマリーンズ スペシャルアドバイザー 里崎智也さんと大忘年会



2019年12月18日(水)に、岩手県一関市にあるベリーノホテル一関にて、里崎智也さんと大忘年会を開催しました。里崎さんの軽快なトークで会場は盛り上がりました。

### EVENT-3

#### 元読売巨人軍 斎藤雅樹 トークショー



2020年5月20日(水)に、インターネットでのリアルタイム配信で開催しました。数々のタイトルを獲得した斎藤雅樹さんならではのエース論を語っていただきました。

### 『前園真聖 サッカー教室』8月開催予定!

詳細はWebにてお知らせいたします。

## IT導入補助金2020

令和元年度補正サービス等生産性向上IT導入支援事業

申請手続き等については、  
豊富な実績を有する

## 辻・本郷 IT コンサルティング

にお任せください!



中小企業・小規模事業者のみなさまのITツール導入に  
補助金が活用できます!

業務の自動化・働き方改革・新規顧客獲得のITツール(例)

会計・給与・  
販売ソフト

ウェブ会議  
システム

オンライン  
ストレージ

RPA

セキュリティ

事業類型	A 類型	B 類型
補助上限額・下限額	30万～150万円未満	150万～450万円
補助率	1/2	
補助対象経費	バックオフィス業務の効率化や新たな顧客獲得など加価値向上に繋がるソフトウェア、クラウド利用費、専門家経費等	
交付申請期間	2020年12月下旬の締切日の17:00まで※最終日は未定	
対象事業者	中小企業・小規模事業者等	
対象製品	6つの業務プロセスのうちA 類型はいずれか1つ以上、B 類型はいずれか4つ以上を有するソフトウェア等の導入が必須です。 ① 顧客対応・販売支援 ② 決済・債権債務・資金回収管理 ③ 調達・供給・在庫・物流 ④ 業種固有プロセス ⑤ 会計・財務・資産・経営 ⑥ 総務・人事・給与・労務・教育訓練	

- (注意事項) ● 対象事業者、質上げなどの要件の詳細は、IT導入補助金2020のウェブサイトをご確認ください。  
● 申請対象の製品は、弊社の取扱商品のみが対象となります。  
● 交付決定前に契約・導入され発生した経費は補助対象となりません。必ず交付決定を受けた後に補助事業を開始する必要があります。  
● 事業実施効果報告を3年間行う必要があります。

お問い合わせ  
担当：松山/喜多村



03-5323-3797

【受付時間】9:00～11:50、13:00～17:00  
※土日・祝日・年末年始除く



it-hojokin@ht-tax.or.jp



辻・本郷 ITコンサルティング株式会社  
HONGO TSUJI IT CONSULTING

〒160-0022 東京都新宿区新宿 4-1-6 JR 新宿ミライナタワー 28 階  
https://www.ht-itc.net/

辻・本郷 税理士法人 事務所一覧

札幌事務所	〒060-0002 北海道札幌市中央区北二条西4-1 北海道ビル7階 TEL.011-272-1031 FAX.011-272-1032
青森事務所	〒030-0861 青森県青森市長島2-13-1 AQUA青森スクエアビル4階 TEL.017-777-8581 FAX.017-721-6781
八戸事務所	〒031-0072 青森県八戸市城下4-25-5 TEL.0178-45-1131 FAX.0178-45-5160
秋田事務所	〒010-0954 秋田県秋田市山王沼田町6-34 TEL.018-862-3019 FAX.018-862-3944
久慈事務所	〒028-0064 岩手県久慈市八日町2-8 中野ビル2階 TEL.0194-53-1185 FAX.0194-53-1330
盛岡事務所	〒020-0021 岩手県盛岡市中央通2-11-18 明治中央通ビル5階 TEL.019-604-6868 FAX.019-604-6866
遠野事務所	〒028-0541 岩手県遠野市松崎町白岩16地割31-8 TEL.0198-63-1313 FAX.0198-63-1317
一関事務所	〒021-0893 岩手県一関市地主町2-29 朝日生命一関ビル2階 TEL.0191-21-1186 FAX.0191-26-1665
仙台事務所	〒980-0021 宮城県仙台市青葉区中央3-2-1 青葉通プラザ2階 TEL.022-263-7741 FAX.022-263-7742
福島事務所	〒960-8031 福島県福島市栄町1-35 福島キャピタルフロント7階 TEL.024-525-8177 FAX.024-525-8178
郡山事務所	〒963-8002 福島県郡山市駅前1-15-6 明治安田生命郡山ビル5階 TEL.024-927-0881 FAX.024-927-0882
いわき事務所	〒971-8162 福島県いわき市小名浜花畑町11-3 カネマンビル2階 TEL.0246-73-1800 FAX.0246-73-1801
新潟事務所	〒950-0087 新潟県新潟市中央区東大通2-3-28 パーク新潟東大通ビル5階 TEL.025-255-5022 FAX.025-248-9177
上越事務所	〒943-0892 新潟県上越市寺町3-8-8 TEL.025-524-3239 FAX.025-524-3187
宇都宮事務所	〒320-0811 栃木県宇都宮市大通り4-2-10 宇都宮駅前ビル6階 TEL.028-600-5770 FAX.028-600-5771
水戸事務所	〒310-0903 茨城県水戸市堀町1163-7 TEL.029-252-7775 FAX.029-254-7094
熊谷事務所	〒360-0037 埼玉県熊谷市筑波3-4 熊谷朝日八十二ビル7階 TEL.048-599-3071 FAX.048-599-3072
大宮事務所	〒330-0854 埼玉県さいたま市大宮区桜木町1-7-5 ソニックシティビル21階 TEL.048-650-5211 FAX.048-650-5212
越谷事務所	〒343-0808 埼玉県越谷市赤山本町2-11 ブランドール雅II 202号 TEL.048-960-1751 FAX.048-960-1752
川口東事務所	〒332-0012 埼玉県川口市本町4-1-8 川口センタービル6階 TEL.048-227-1260 FAX.048-227-1261
所沢事務所	〒359-1123 埼玉県所沢市日吉町15-14 所沢第一生命ビルディング5階 TEL.04-2940-1950 FAX.04-2940-1951
柏事務所	〒277-0023 千葉県柏市中央1-1-1 ちばぎん柏ビル4階 TEL.04-7165-8801 FAX.04-7165-8802
松戸事務所	〒271-0091 千葉県松戸市本町11-5 明治安田生命松戸ビル6階 TEL.047-331-7781 FAX.047-331-7786
船橋事務所	〒273-0005 千葉県船橋市本町4-40-23 SADOKA SOUTHERN TERRACE6階 TEL.047-460-0107 FAX.047-460-0108
亀戸事務所	〒136-0071 東京都江東区亀戸2-31-10 コクブ亀戸ビル3階 TEL.03-3638-1822 FAX.03-3638-8665
北千住事務所	〒120-0036 東京都足立区千住仲町40-11 朝日生命北千住ビル7階 TEL.03-5284-2030 FAX.03-5284-2031
秋葉原事務所	〒101-0021 東京都千代田区外神田1-18-19 新秋葉原ビル6階 TEL.03-5289-0818 FAX.03-5289-0819
東京事務所	〒100-6920 東京都千代田区丸の内2-6-1 丸の内パークビルディング20階 TEL.03-6860-5051 FAX.050-3730-6208
神田事務所	〒101-0047 東京都千代田区内神田3-20-3 小鍛冶ビル8階 TEL.03-5296-9057 FAX.03-5296-9058
池袋事務所	〒171-0021 東京都豊島区西池袋1-7-7 東西池袋ビルディング12階 TEL.03-5396-7491 FAX.03-5396-7492
新宿センタービル事務所	〒163-0631 東京都新宿区西新宿1-25-1 新宿センタービル31階 TEL.03-5323-3323 FAX.03-5323-3550
新宿ミライナタワー事務所	〒160-0022 東京都新宿区新宿4-1-6 JR新宿ミライナタワー28階 TEL.03-5323-3301(代表) FAX.03-5323-3302
新宿HR事務所	〒160-0022 東京都新宿区新宿3-1-1 世界堂ビル7階 TEL.03-5361-8060 FAX.050-3730-0417

代々木事務所	〒151-0053 東京都渋谷区代々木1-36-4 全理連ビル5階 TEL.03-5333-1545 FAX.03-5333-1546
渋谷事務所	〒150-0002 東京都渋谷区渋谷2-15-1 渋谷クロスタワー13階 TEL.03-6418-6761 FAX.03-6418-6762
練馬事務所	〒176-0012 東京都練馬区豊玉北5-24-2 パシフィックニュー豊玉2階 TEL.03-3948-8292 FAX.03-3948-9427
吉祥寺事務所	〒180-0004 東京都武蔵野市吉祥寺本町1-14-5 吉祥寺本町ビル6階 TEL.0422-28-5515 FAX.0422-28-5516
立川事務所	〒190-0012 東京都立川市曙町2-38-5 立川ビジネスセンタービル11階 TEL.042-548-1841 FAX.042-548-1842
町田事務所	〒194-0021 東京都町田市中原町1-1-16 東京建物町田ビル9階 TEL.042-710-6920 FAX.042-710-6921
横浜事務所	〒220-0004 神奈川県横浜市西区北幸1-11-11 NMF横浜西口ビル3階 TEL.045-328-1557 FAX.045-328-1558
大和事務所	〒242-0017 神奈川県大和市大和東3-8-16 TEL.046-262-8332 FAX.046-262-5650
湘南事務所	〒251-0055 神奈川県藤沢市南藤沢4-3 日本生命南藤沢ビル4階 TEL.0466-55-0012 FAX.0466-55-0023
小田原事務所	〒250-0011 神奈川県小田原市栄町1-8-1 Y&Yビル6階 TEL.0465-40-2100 FAX.0465-40-2101
甲府事務所	〒400-0046 山梨県甲府市下石田2-5-9 TEL.055-298-6007 FAX.055-298-6008
甲府中央事務所	〒400-0845 山梨県甲府市上今井町684-6 TEL.055-241-7522 FAX.055-241-7578
大月事務所	〒401-0301 山梨県南都留郡富士河口湖町船津642-4 TEL.0555-72-0505 FAX.0555-72-0905
長野事務所	〒380-0904 長野県長野市七瀬中町86-1 TEL.026-224-2091 FAX.026-224-2349
伊東事務所	〒414-0002 静岡県伊東市湯川1-3-3 上條ビル5階 TEL.0557-37-6706 FAX.0557-37-8988
豊橋事務所	〒440-0888 愛知県豊橋市駅前大通3-60 豊橋イーストビル6階 TEL.0532-54-3000 FAX.0532-54-3002
名古屋事務所	〒460-0008 愛知県名古屋市中区栄4-2-29 名古屋小路プレイス5階 TEL.052-269-0712 FAX.052-269-0713
四日市事務所	〒510-0822 三重県四日市市芝田1-3-23 TEL.059-352-7622 FAX.059-351-2988
京都事務所	〒600-8009 京都府京都市下京区四条通室町東入函谷鉦町79番地 ヤサカ四條烏丸ビル6階 TEL.075-255-2538 FAX.075-255-2539
関西事務所	〒530-0001 大阪府大阪市北区梅田3-3-10 梅田ダイビル6階 TEL.06-6110-5875 FAX.06-6110-5876
大阪事務所	〒541-0045 大阪府大阪市中央区道修町4-6-5 淀屋橋サウスビル6階 TEL.06-6227-0011 FAX.06-6227-0063
神戸事務所	〒651-0087 兵庫県神戸市中央区御幸通6-1-10 オリックス神戸三宮ビル10階 TEL.078-261-0101 FAX.078-261-0120
岡山事務所	〒700-0815 岡山県岡山市北区野田屋町1-1-15 岡山桃太郎大通りビル7階 TEL.086-226-8555 FAX.086-226-8556
広島事務所	〒730-0032 広島県広島市中区立町1-24 有信ビル5階 TEL.082-553-8220 FAX.082-553-8221
長門事務所	〒759-4106 山口県長門市仙崎1031-210 TEL.0837-26-0457 FAX.0837-26-5020
北九州事務所	〒802-0003 福岡県北九州市小倉北区米町1-2-26 日幸北九州ビル4階 TEL.093-512-5760 FAX.093-512-5761
福岡事務所	〒812-0012 福岡県福岡市博多区博多駅中央街8-1 JRJP博多ビル8階 TEL.092-477-2380 FAX.092-477-2381
大分事務所	〒870-0035 大分県大分市中央町1-1-3 朝日生命大分ビル4階 TEL.097-532-2748 FAX.097-538-7006
熊本事務所	〒860-0806 熊本県熊本市中央区花畑町10-34 熊本花畑ビル5階 TEL.096-311-5015 FAX.096-311-5016
延岡事務所	〒882-0823 宮崎県延岡市中町1-2-8 和光中町ビル(旧第一生命ビル) TEL.0982-22-3570 FAX.0982-31-2789
鹿児島事務所	〒892-0844 鹿児島県鹿児島市山之口町1-10 鹿児島中央ビル9階 TEL.099-216-6180 FAX.099-216-6181
沖縄事務所	〒900-0029 沖縄県那覇市旭町1-9 カフーナ旭橋B街区ビル1階 TEL.098-941-3230 FAX.098-941-3231